

No	名称	地方税法	取得時期の要件	適用期間	特例率	具体的な資産の例	高根沢町 町税条例等
1	家庭的保育事業	法第349条の3 第27項	－	－	1/2	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	第61条の2 第1項
2	居宅訪問型保育事業	法第349条の3 第28項	－	－	1/2	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	第61条の2 第2項
3	事業所内保育事業	法第349条の3 第29項	－	－	1/2	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産	第61条の2 第3項
4	汚水又は廃液の処理施設	法附則第15条 第2項第1号	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	－	1/2	汚水又は廃液の処理施設で使用する、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等。	附則第10条の2 第1項
5	下水道除害施設	法附則第15条 第2項第5号	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	－	4/5	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等。	附則第10条の2 第2項
6	都市利便施設等 ※都市再生特別措置法 に基づき認定事業者が 取得するもの	法附則第15条 第14項	R5(2023).4.1～ R8(2026).3.31	5年度分	3/5 (特定都市再 生緊急整備地 域は1/2)	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により新たに取得した公共施設等の用に供する償却資産で緑化施設・通路・道路、都市高速鉄道、駐車場等。	附則第10条の2 第3項、 高根沢町都市計 画条例附則第2項
7	津波防災に係る指定避難施設避難用部分	法附則第15条 第22項第1号	H30(2018).4.1～ R9(2027).3.31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	2/3	施設の屋上、階段等	附則第10条の2 第4項
8	津波防災に係る管理協定の協定避難用部分	法附則第15条 第22項第2号	H30(2018).4.1～ R9(2027).3.31	協定締結日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	1/2	管理協定における施設の屋上、階段等	附則第10条の2 第5項
9	津波防災に係る管理協定の協定避難用家屋 (予定物件)	法附則第15条 第22項第3号	H30(2018).4.1～ R9(2027).3.31	5年度分	1/2	津波防災に係る管理協定の協定避難家屋	附則第10条の2 第6項
10	指定避難施設に附属する避難用償却資産	法附則第15条 第23項第1号	－	5年度分	2/3	誘導灯・誘導標識等	附則第10条の2 第7項
11	協定避難施設に附属する避難用償却資産	法附則第15条 第23項第2号	－	5年度分	1/2	誘導灯・誘導標識等	附則第10条の2 第8項
12	再生可能エネルギー発電設備（太陽光） (特定太陽光発電設備*) *FIT・FIP制度の対象となる発電設備を除く	法附則第15条 第25項第1号イ (出力1kW未満)	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	2/3	次に掲げる太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置。 1 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化推進事業計画（注）に従い取得した設備であって、次のいずれにも該当するもの。 注：認定地域脱炭素化推進事業計画は、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者が策定・申請し、市町村等が定める「地方公共団体実行計画」に基づき認定するものですが、令和7年3月現在、本町においては実行計画に促進区域を定めていないため、令和7年3月現在、認定の申請は受け付けていません。 (1) 出力50kW以上であること (2) 次に掲げるいずれかの要件に該当すること ア 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る。）又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。）を受けて取得した設備 イ 地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の24第1項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備 (3) 建築物の屋根に設ける設備で無いこと (4) 公有地に設ける設備でないこと 2 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備	附則第10条の2 第9項
13		法附則第15条 第25項第3号イ	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	3/4	産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備を除く。	附則第10条の2 第13項
14	再生可能エネルギー発電設備（風力）	法附則第15条 第25項第1号ロ (出力20kW以上)	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	2/3	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	附則第10条の2 第10項
15		法附則第15条 第25項第3号ロ (出力20kW未満)	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	3/4		附則第10条の2 第14項
16	再生可能エネルギー発電設備（水力）	法附則第15条 第25項第3号ハ (出力5kW以上)	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	3/4	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	附則第10条の2 第15項
17		法附則第15条 第25項第4号イ	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	1/2		附則第10条の2 第16項

No	名称	地方税法	取得時期の要件	適用期間	特例率	具体的な資産の例	高根沢町 町税条例等
18	再生可能エネルギー発電設備（地熱）	法附則第15条第25項第1号ハ（出力1千kW未満）	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	2/3	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	附則第10条の2第11項
19		法附則第15条第25項第4号ロ（出力1千kW以上）	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	1/2		附則第10条の2第17項
20	再生可能エネルギー発電設備（バイオマス）	法附則第15条第25項第1号ニ（出力1万kW以上2万kW未満）	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	2/3	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。 ※同法附則第15条第25項第2号以外のもの	附則第10条の2第12項
21		法附則第15条第25項第2号（出力1万kW以上2万kW未満）	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	6/7	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）のうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備。	附則第10条の2第13項
22		法附則第15条第25項第4号ハ（出力1万kW未満）	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	3年度分	1/2	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。	附則第10条の2第19項
23	浸水防止用施設	法附則第15条第28項	H29(2017).4.1～ R8(2026).3.31	5年度分	2/3	当該所有者又は管理者が作成する計画に記載された地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機。	附則第10条の2第20項
24	都市緑地法の認定計画に係る市民緑地	法附則第15条第32項	都市緑地法等の一部を改正する法律施行の日～ R7(2025).3.31	3年度分	2/3	緑地管理機構が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	附則第10条の2第21項、 高根沢町都市計画税条例附則第3項
25	浸水被害軽減地区に指定された土地	法附則第15条第37項	R2(2020).4.1～ R8(2026).3.31 までの間に「浸水被害軽減地区」に指定された土地	3年度分	2/3	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区に指定された土地	附則第10条の2第22項、 高根沢町都市計画税条例附則第4項
26	滞在快適性等向上施設	法附則第15条第38項	R6(2024).4.1～ R8(2026).3.31	5年度分	1/2	一体型滞在快適性等向上事業整備した滞在快適性等向上施設等	附則第10条の2第23項、 高根沢町都市計画税条例附則第5項
27	雨水貯留浸透施設	法附則第15条第41項	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日～ R9(2027).3.31	-	1/3	特定都市河川浸水被害対策法第15条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設で、総務省令で定めるもの 下水道法第25条の14に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設で、総務省令で定めるもの ※特定都市河川浸水被害対策法による認定計画については 特定都市河川浸水被害対策法に関する許可申請についてをご確認ください。	附則第10条の2第24項
28	貯留機能保全区域内にある土地	法附則第15条第42項	R4(2022).4.1～ R7(2025).3.31	-	3/4	貯留機能保全区域内にある土地	附則第10条の2第25項、 高根沢町都市計画税条例附則第6項
29	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	法附則第15条の8第2項	H27(2015).4.1～ R7(2025).3.31	5年度分	2/3に相当する額を減額	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅	附則第10条の2第26項
30	大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額	法附則第15条の9第3項	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事	翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り	1/3	以下3つを満たすマンション ①築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること ②長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること ③長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること	附則第10条の2第27項

※本表に記載の具体的設備は簡易的に記載したものであり、詳しくは地方税法等関係法令を必ずご確認ください。